

配偶者と子がいる場合における民法 910 条に基づく価額支払請求の相手方

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 10 月 28 日
【事件番号】 平成 27 年（ワ）第 13626 号
【事件名】 遺産分割後の価額請求事件
【裁判結果】 請求棄却（控訴）
【参照法令】 民法 910 条
【掲載誌】 判時 2335 号 52 頁、金法 2059 号 83 頁

LEX/DB 文献番号 25537048

事実の概要

A と Y は昭和 54 年に婚姻し、両者の間には、昭和 56 年に子 B が生まれた。昭和 61 年、62 年には、A と、A とは婚姻関係になかった C との間に、子 X₁ 及び X₂ が生まれた。平成 20 年 6 月、A は死亡した。

X らは、A の死亡後、平成 20 年のうちに、検察官を被告として認知の訴えを提起し、自分たちが A の子であると主張した。B は被告側に補助参加した。

平成 21 年 1 月（すなわち、X らによる上記認知の訴えの提起後、下記の第一審判決がなされるまでの間に）、Y と B は、被相続人 A の遺産（土地及び建物の各共有持分）のすべてを Y が取得する旨の遺産分割協議を成立させた。

平成 21 年 10 月、上記認知の訴えを認容する第一審判決がなされ、その後、控訴棄却の控訴審判決とこれに対する上告期間経過により、平成 22 年 6 月、同認容判決は確定した。

平成 22 年 8 月、X らは、家庭裁判所に対して、Y 及び B を相手方として遺産分割後の被認知者の価額請求の調停を申し立てた。しかし、調停期日に Y は出頭したものの B が出頭しなかったため、同調停は不成立となった。

そこで、X らは、Y に対し、主的に民法 910 条に基づく価額請求として、予備的に不当利得返還請求として、被相続人を A とする遺産の法定相続分（X らが認知されたことにより、Y 2 分の 1、B 及び X ら各 6 分の 1 である）である各 6 分の 1 及

び遅延損害金の支払いを求めた。

判決の要旨

請求棄却。

1 「家事事件手続法 39 条は、別表第一及び第二において、家事審判の手続で審判をする事項を限定列挙したものと解されているところ、同法において、別表第一及び第二には民法 910 条に基づく価額の支払請求が掲げられていないことからすれば、民法 910 条に基づく価額の支払請求は通常の民事訴訟の手続によるべきもの（訴訟事項）と解される。」

2 「民法 910 条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものである（最二小判平成 28 年 2 月 26 日民集 70 巻 2 号 195 頁参照）。

そして、被認知者が被相続人の子で、被認知者以外に被相続人の子がいる場合には、相続の開始後に死後認知されると、配偶者の法定相続分を除いた 2 分の 1 の法定相続分を当該子と被認知者とで分け合う関係となるものであって（民法 900 条 1 号、4 号）、当該配偶者が有する 2 分の 1 の法定相続分は、被認知者の出現によって影響を受けない（民法 900 条 1 号）。また、配偶者の相続

権を認める根拠は、婚姻中の財産の清算及び生存配偶者の扶養ないし生活保障にあるとされ、その根拠は他の血族の相続権とは異なるものであり、配偶者は、第1順位ないし第3順位の血族相続人と並んで常に相続人となる（民法890条）ことから、配偶者の相続権は、他の血族の相続権とは全く別個の系列に属するものと解されている。

このような配偶者の相続権に関する規定の趣旨及び民法910条の制度趣旨等に鑑みれば、被認知者が被相続人の子で、被認知者以外に被相続人の子がいる場合においては、被認知者は、被相続人の配偶者に対しては、本来、死後認知によってその法定相続分に影響を受けない別個の系列に属する相続人として、民法910条の価額の支払請求をすることはできないものと解するのが相当である。」

判例の解説¹⁾

一 問題の所在

本件の被相続人Aの相続人は、配偶者Yと、子であるB及びXらであるところ、AとXらとの父子関係はA死亡後の認知（民787条）によるものである。この認知の認容判決確定に先立ち、YB間で既に遺産分割協議が成立していたため、Xらは民法910条に基づく価額支払請求をした。問題は、Xらがこの訴えをYのみを相手として提起したことである。Xらとしては、YB間の遺産分割の内容が、遺産のすべてをYが取得するというものであったためと思われる。しかし、法定相続分という観点からみれば、配偶者と子が既に相続人である場合には、死後認知によって、子の相続分は減るが、配偶者の相続分は変わらない。それゆえ、被認知子の存在によっても法定相続分の変わない配偶者（のみ）を相手方として、価額支払請求をすることは認められるかが問われる。本判決は、「配偶者の相続権に関する規定の趣旨及び民法910条の制度趣旨等」からこれを否定したものである。

二 民法910条に基づく価額支払請求

1 価額支払請求の制度趣旨

本判決は、民法910条の制度趣旨を簡潔に述べるが、同条の位置づけや法的性質などはそれほ

ど明らかなものではない。

まず民法910条は昭和22年に新設された規定であり、認知の訴えの規定及び認知の効力に関する規定と密接に関連する。また、旧法下では家督相続が中心であったのが、戦後に廃止されたことも影響して、次のような変遷がみられる。

①旧法（昭和17年以前） 旧法は当初、死後認知を認めていなかった一方で、相続は家督相続が中心であったため、相続開始後認知により相続人となるのは、主に、隠居による家督相続が開始した後に認知があった場合であった。例えば男子がないため嫡出女子が隠居による家督相続をした後、男子の認知があった場合、当該男子の認知の効力は出生時に遡るため、相続開始時に男子が存在していたことにはなるが、旧法は、認知の遡及効に制限を設けることで（旧832条但書、現行784条但書と同旨）、家督相続を無効にしないこととし、既に家督相続した者の地位を保護した²⁾。

②旧法（昭和17年以降） 昭和17年に、認知の訴えが父母の死後3年内にも認められるようになった（旧835条但書、現行787条但書と同旨）。これにより、相続開始後の認知により相続人となる者には、被相続人の死亡後に死後認知がなされた場合も含まれるようになった。旧法においては、家督相続か遺産相続かを問わず、死亡を原因とする相続がなされた場合も含むようになった。ただし、①と同様に、認知の遡及効の制限により、既に相続した者の地位が保護されたため、死後認知による被認知者は相続の恩恵を受けられなかった。

③現行法（昭和22年以降） 家督相続の廃止により、相続開始後に認知によって相続人となるのは、主に、認知の訴えによる判決（または審判）が被相続人の死亡後に確定した場合のみとなった³⁾。相続開始後に認知によって相続人となった場合、認知の効力は子の出生時に遡る（784条）から、被認知者も、被相続人の死亡時に存在していたことになり（同時存在の原則）、仮に他の共同相続人が既に遺産分割を終えていたとしても、それは相続人の1人を欠いた遺産分割として無効となるはずである。しかし、認知の効力の遡及効によって、既に第三者が得た権利を害することはできず（784条但書）、仮にこの第三者に「他の共同相続人」が含まれるとするならば、被認知者が

既になされた遺産分割等の処分を覆すことは認められない、すなわち、認知により親子関係が認められ、相続人の地位を得たとしても、既に遺産分割が終了していれば、当該被認知者は相続の利益を得られない。戦後の民法改正の際に、GHQ側がこの問題を指摘し、最終的に、被認知者は、遺産分割の請求は認められないものの、価額支払請求のみを有するという案が採用された(910条)⁴⁾。

現行法下での学説には、784条但書については、⑦旧法を引き継ぎ、相続人すなわち被認知者の共同相続人を保護する規定とみる(「第三者」に他の共同相続人を含める)見解と、④旧法が念頭に置いていた家督相続は廃止されたことから、旧法とは異なり、取引安全のため第三者を保護する規定とみる(「第三者」に他の共同相続人を含めない)見解⁵⁾がある。910条をこの784条但書と——必ずしも整合的に理解していないものもみられるが——整合的に理解しようとするならば、⑦説にたつと、910条は、他の共同相続人を保護しつつ、被認知者にも一定の権利を認めた規定と理解することになり、④説にたつと、910条は取引の安全と被認知者の保護とを調整した規定と解することになる⁶⁾。判例は、910条は、「取引の安全と被認知者の保護との調整を図る規定ではなく、共同相続人の既得権と被認知者の保護との調整をはかる規定である」としており(最判昭54・3・23家月31巻8号40頁)、⑦説にたつ。最近の最高裁判決(最判平28・2・26民集70巻2号195頁)も、910条を「他の共同相続人と被認知者の調整を図る」規定とみて、従来の判例の立場を踏襲している。本判決も910条の制度趣旨に関してこの平成28年判決を援用しており、⑦説の立場を採用したとみられる。

2 価額支払請求の相手方

価額支払請求について、裁判例・学説には、〔α〕法定相続分に応じた請求とする見解、〔β〕相続分または遺産分割により実現した利益の額に応じた請求とする見解などがある⁷⁾。〔α〕の場合には、被認知者の出現によって法定相続分の減る者が請求の相手方となる。よって、被認知者の出現によっても配偶者の相続分が変わらない場合、すなわち他の共同相続人が配偶者と子である場合には、子に対してのみの請求が可能と考える。〔β〕の場

合には、法定相続分の変動にかかわらず、遺産分割で多くの利益を取得した者に対して請求することも許される。

本判決は、1の制度趣旨を根拠の1つとして、被認知者の出現によっても法定相続分の変化しない配偶者は請求の相手方とならないとしており、〔α〕とみていることになる。しかし、1の制度趣旨から、請求の相手方を当然に本判決のように導けるのかはそれほど明らかではない。1の制度趣旨である⑦説は、既に終えた遺産分割の効力を否定しないという点で他の共同相続人を保護する一方で、被認知者にも一定の権利を与えたものといえるところ、学説には、910条については、(a)他の共同相続人が保護され、遺産分割の効力が否定されない点に重点を置いた説明⁸⁾と、(b)被認知者には784条但書では認められないはずの権利が、910条により認められるようになるという点に重点を置いた説明⁹⁾とが見られる。(a)は、既になされた遺産分割の効力の維持に力点があるため、遺産分割がどのような内容かを問わず、被認知者はそれを否定できないという考えに傾き、例えば遺産分割で遺産全部を取得した者に対して価額支払請求をすればよいというのではないことになるから、〔α〕説を採りやすい。これに対して、(b)は、被認知者の相続分を確保することに力点があるから、被認知者の請求によって遺産分割の結果が壊されるのはやむを得ず、例えば遺産分割で遺産全部を取得した者に対する価額支払請求も認められることになり、〔β〕説を採りやすい。なお、〔β〕説は法定相続分に応じた請求を否定するものではないから、被認知者が他の共同相続人による遺産分割の内実を知り得ないことを、〔β〕説の批判材料とすることはできない。

本判決の評釈は、本判決の結論とは異なり、遺産分割での取得割合に応じた請求の可能性を提案しているが¹⁰⁾、その可否は民法910条の制度趣旨をどう理解するかによることとなる。

三 配偶者の相続権に関する規定の趣旨

また、本判決は、配偶者の相続権に関する規定の趣旨も踏まえて、〔α〕説を導いているが、まず、〔α〕説か〔β〕説かは、法定相続分と異なる遺産分割がなされた場合に、遺産分割の結果に応じた請求が認められるかという問題であり、他の共

同相続人が例えば子らのみである場合にも生じるものであるから、配偶者の相続権が血族相続人とは別系統であることは無関係である。

そして、本判決は、配偶者相続権の根拠が、「婚姻中の財産の清算及び生存配偶者の扶養ないし生活保障にあるとされ、その根拠は他の血族の相続人とは異なる」と言い切るが、配偶者相続権は、清算の機能を果たすことはあっても、清算を目的とする制度ではない¹¹⁾、相続の目的が扶養や生活保障であることは、配偶者に限らず、血族相続人についても当てはまる¹²⁾。それゆえ、価額支払請求の相手方に配偶者を含めるべきではない、しかも遺産分割において法定相続分以上を得た場合にも含めるべきではないとする根拠にはならないと思われる¹³⁾。

四 価額支払請求権に潜む問題

価額支払請求権の法的性質については、価額支払請求権が審判事項に列挙されていないこと等を根拠に、遺産分割ではなく、相続回復請求権の一種とする見解が支配的である¹⁴⁾。本判決も判決の要旨1でこの見解を採用しており、そうすると、価額支払請求権の法的性質についても相続回復請求の一種と考えるとみられる。

遺産分割と相続回復請求との違いは、最高裁判決によると、遺産の共有状態が保持継続されており遺産分割が可能か、共有状態が崩壊して分割が不能となっているかにある（最大判昭53・12・20民集32巻9号1674頁）。そうすると、910条の場合には、認知の効力が出生時に遡るので、被認知者は相続開始時に相続人であったことになるから、本来は遺産分割請求をすべきところ、被認知者を除いた遺産分割が既に終了していることをもって、本来あるべき遺産の共有状態は破壊されているとみることができ、それゆえに相続回復請求の一種である価額支払請求が認められていると理解できる。

ただし、遺産分割の側面を否定することで生じ得る問題もあるだろう。例えば本件では、XYの主張によると、亡AがXらの生活費を送金していた。父が血縁上の子を認知しないまま、しかし自らの子であることを認識して生活費を負担することはあり得ることと思われるが、相続人であれば遺産分割において特別受益が考慮されるのに対

し、価額支払請求をする場合には特別受益を考慮する場がなく、仮に被認知者に多額の「生計の資本としての贈与」がなされていれば、この者の価額支払請求により、他の共同相続人は本来受けるべきでない不利益を被るおそれがある。価額支払請求は、遺産分割をやり直すものではないが、広義の遺産分割の一態様ではあるとはされており¹⁵⁾、遺産分割の要素をどう組み込むことができるのか検討を要する。

●—注

- 1) 本判決の評釈として、本山敦・司法書士545号(2017年)48頁、且井佑佳・民事判例15(2017年)114頁がある。
- 2) 我妻栄『改正親族・相続法解説』(日本評論社、1949年)84頁。
- 3) 被相続人の生前に認知の訴えを提起し、その死後に認知の判決を得た場合は、民法910条の請求権者にあたる(谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法(27)〔補訂版〕』(有斐閣、2013年)435頁〔川井健〕。遺言による認知(781条2項)を含むかについては争いがあり、本稿では死後認知の場合のみを扱う。
- 4) 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社、1956年)181~183頁。
- 5) 鍛冶良堅「死後認知と相続の回復」法律論叢29巻4=5号(1956年)71頁。
- 6) 篠田省二「遺産分割後の非嫡出子の請求権」加藤一郎ほか編『家族法の理論と実務』(判例タイムズ社、1980年)344~345頁。
- 7) 且井・前掲注1)115~116頁での紹介を参照。
- 8) 中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣、2000年)324頁等。
- 9) 谷口=久貴編・前掲注3)434頁〔川井〕等。
- 10) 本山・前掲注1)52頁は、遺産分割に応じた割合での請求が妥当とする。ただし論拠は示されていない。且井・前掲注1)117頁注20は、〔β〕説を提案している。
- 11) 最判平12・3・19民集5巻3号1040頁も参照。
- 12) 大村敦志『新基本民法8』(有斐閣、2017年)62頁。63~65頁の解説も参照。
- 13) 且井・前掲注1)116頁も同旨。
- 14) 谷口=久貴編・前掲注3)407頁〔川井〕。
- 15) 最高裁判所事務総局編『改正民法及び家事審判法規に関する執務資料』(法曹会、1981年)52頁注20。

金沢大学准教授 宮本誠子